

介護・福祉サービス 第三者評価事業

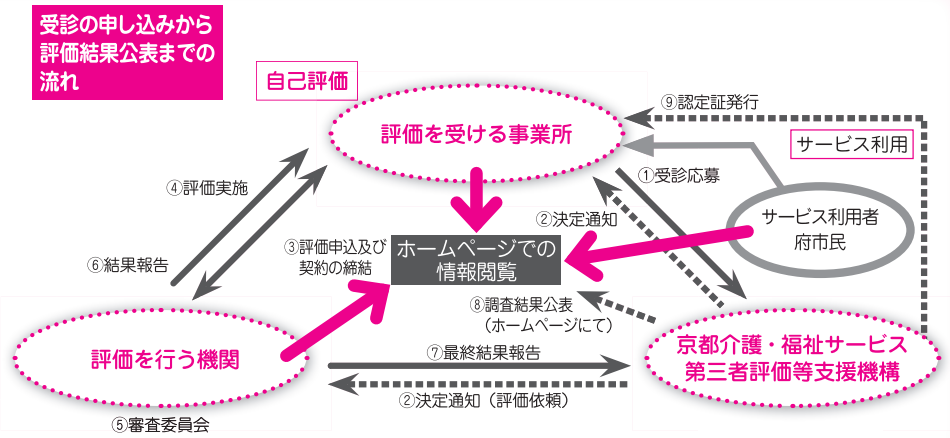
事業所はたくさんあるけれど、どこを選べばよいのだろう…

⇒より良くしようと取り組む事業所を検索してみませんか？



第三者評価事業とは？

社会福祉法では、事業者は「自ら提供するサービスの質の評価を行い、常に良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。第三者評価とは、公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から事業所を評価します。事業所が自ら「サービスの質を向上させたい！」「利用者本位のサービスを提供したい！」という主体的・積極的な取り組みといえます。



自己評価

事業所が評価基準に沿って組織やサービスの内容を振り返ります。

利用者アンケート

利用者や家族に利用中のサービスについて伺います。

訪問調査

評価機関が事業所を訪問し、自己評価に基づいて、管理者・職員、利用者から聞き取りを行います。

評価結果

アドバイズレポート（総合評価）、対比シートとして具体的・総合的に評価を行います。

評価結果は
ホームページで
公表中です

評価結果をサービスの質向上につなげます。

受診した事業所の気づきと改良点 ～事業所の声～

- 「**ご利用者目線**で！」 掲示物を貼る位置を、ご利用者の目線が届きやすい高さにしました。
- 「**より快適**に」 施設内の“におい”に今まで以上に敏感になり、より一層空気清浄に取り組んでいます。
- 「**快適な空間作り**」 “ほっ”とする空間作りの大事さを改めて感じ、ご利用者同士が集えるスペースを工夫しました。
- 「**少しでも“家庭”に近づく**ように」 個室前の名札を表札にしました。ご利用者の生活という視点を深めることができました。

第三者評価の他に介護・福祉サービス事業者の情報を知る方法がありますか？

介護サービス事業所に関しては、「介護サービス情報の公表」という制度が、利用者への情報提供を主な目的として行われています。第三者評価事業の公表結果と合わせてこれらの情報も是非ご覧ください。

京都府 情報の公表

検索

京都介護・福祉サービス 第三者評価等支援機構事務局

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

<京都府社会福祉協議会>

TEL : 075-252-6291 FAX : 075-252-6310

京都 第三者評価

検索

詳しい内容は
ホームページを
ご覧ください！

<http://www.kyoto-hyoka.net>